

国立大学法人徳島大学次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づき、本学の職員の仕事と子育てを両立させるために必要な環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。ただし、計画期間中における社会情勢の変化、人事制度の改定等に応じ、必要と認められる場合には弾力的に見直し、変更できるものとする。

2. 内 容

職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、育児・介護の各種制度を利用しやすい環境を整える。

目標1 両立しやすい環境を整備するための体制を確立する。

<対策>

平成27年度～ 本学ホームページの両立支援制度に関する情報掲載を充実する。

平成27年度～ AWA（OUR）サポートシステムの機能の充実を図る。

平成28年度～ 四国国立5大学連携によるメンター制度、非常勤講師相互派遣制度を確立する。

目標2 女性研究者の管理職、上位職登用を推進する。

<対策>

平成27年度～ 上位職に女性研究者を2人以上登用する。

平成29年度～ 管理職に女性研究者を2人以上登用する。

目標3 子どもを育てる労働者が利用できる保育支援制度を充実する。

<対策>

平成27年度～ アンケート調査を実施し、職員のニーズや利用者数について調査・分析する。

平成28年度～ 時間外保育、病児保育及び学童保育の支援を充実する。

平成28年度～ モデルとなる機関や企業を対象に、訪問等により事例調査を行う。